平成２３年（フ）第５２５号
大阪府高槻市昭和台町１丁目３番12号
破産者　鹿工工芸社こと　加治屋俊郎
1　決定年月日　平成24年３月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３０５１号
大阪市淀川区田川２丁目８番３号
破産者　奥山　　博
1　決定年月日　平成24年３月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３２７９号
大阪府豊能郡豊能町光風台２丁目12番地の５
破産者　東　　一夫
1　決定年月日　平成24年３月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５５４２号
大阪市平野区加美正覚寺１丁目22番24号　コア自由ヶ丘306号
破産者　勝山　　猛
1　決定年月日　平成24年３月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６６８７号
大阪市東淀川区豊里５丁目24番30号
破産者　前田　義明
1　決定年月日　平成24年３月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１８０２号
大阪府富田林市寺池台４丁目２番330―102号
破産者　魚勝こと　北野　　勝
1　決定年月日　平成24年３月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１２４０号
堺市堺区田出井町５番３―401号
破産者　中尾　吉博
1　決定年月日　平成24年３月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１３５６号
堺市堺区宿院町東３丁１―14―203、開始決定時の住所大阪府大阪狭山市大野台２丁目17番６号
破産者　岩本多三郎
1　決定年月日　平成24年３月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第８８０号
堺市北区長曽根町3081番地３　Ｙ．Ｋ．Ｆａｍｉｌｙ202号、開始決定時の住所堺市西区下田町31番12号
破産者　及川　　博
1　決定年月日　平成24年３月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第９１７号
大阪府富田林市錦織南１丁目９番７号　102、前住所大阪府大阪狭山市東野中１丁目1517番地の７
破産者　盛定　正治
1　決定年月日　平成24年３月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第６７１号
広島県大竹市小方１丁目26番３号
破産者　間　　進
1　決定年月日　平成24年３月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２９９号
福岡県久留米市荒木町白口1881番地
破産者　上津遊栄子
1　決定年月日　平成24年３月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第７０３号
福岡県中間市桜台２丁目８番６号
破産者　中村　繁盛
1　決定年月日　平成24年３月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第５２２号
福岡市城南区堤団地15番203号、開始決定時の住所福岡県福岡市中央区高砂２丁目12番13―801号
破産者　石橋　　徹
1　決定年月日　平成24年３月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第９４号
山口市小郡下郷494番地７
破産者　山田　時子
1　決定年月日　平成24年３月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４１号
山口県萩市大字浜崎町67番地
破産者　三好　良子
1　決定年月日　平成24年３月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所萩支部

平成２３年（フ）第１７７号
埼玉県川越市砂新田３丁目18番地１　サンライトハイム303号室、開始決定時の住所宮崎市錦町６番３号　サーパスシティ宮崎駅前316号
破産者　桑畑　剛治
1　決定年月日　平成24年３月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係